

蹉跎校区コミュニティ協議会 会則

令和8年4月改訂

第 1 条 (目 的)

本会は、構成員相互の連携をはかることにより、校区における住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい街づくりを進める事を目的とする。

第 2 条 (名称及び所在地)

本会は、蹉跎校区コミュニティ協議会と称し、所在地を会長宅に置く。

第 3 条 (事 業)

本会は、第1条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関する事。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善などに関する事。
- (3) 文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動。
- (4) 防犯・交通対策の諸問題への広域的な取組みに関する事。
- (5) その他の地域コミュニティに関する事。

第 4 条 (構 成 員)

本会は、校区における自治会、などの住民組織及び地域コミュニティ推進のために組織された各種団体をもって構成する。

第 5 条 (役 員)

本会は、下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 書 記 | 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 事務局 | 若干名 |
| (6) 会計監査 | 2 名 |

第 6 条 (役員の選出)

本会の役員は、構成員の中から互選により選出する。

尚、第5条の会長及び会計監査以外の人数は、必要に応じて変更出来る。

又、他役員も兼務出来る。

相談役を必要に応じて置くことができる。

第 7 条 (会長役員の任期)

本会の会長・役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第 8 条 (役員の職務)

- (1) 会長は、本会を統括し、その代表となり会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局は、会議などの記録を行い、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。

第 9 条 (運営委員会)

- 1 本会の運営委員会は、第4条に規定する構成員で構成し、会長が招集する。
尚、自治会連絡協議会は、運営委員会の代行が出来る。
- 2 運営委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 運営委員会は、年度に一度総会を実施し、次の事項を議決する。
但し、必要に応じて総会に代わり議決することが出来る。
 - (1) 本会の運営に関する事。
 - (2) 事業の実施に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 会則の制定・改廃に関する事。
 - (5) 運営委員会は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて下記の専門部会を設置することが出来る。

- ① 会計 ② 総務部会 ③ 福祉委員会 ④ 広報部会
⑤ 日赤部会 ⑥ 自主防災部会 ⑦ 防犯・交通安全部会

第 10 条 (構成員及び役員の義務)

- 1 構成員は、運営委員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。
- 2 役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう調整を図るとともに事務を迅速に処理しなければならない。

第 11 条 (経 費)

- 1 本会の活動にかかる経費は、分担金・寄付金・市助成金及びその他の収入を以って当てる。
- 2 分担金については、運営委員会で決定する。

第 12 条 (会計年度)

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 2 本会の収支は、全て予算に計上しなければならない。

第 13 条 (会計監査)

本会の会計監査は、監査結果を運営委員会に報告しなければならない。

第 14 条 (慶 弔 費)

蹉跎校区コミュニティ協議会・自治会連絡協議会会員の該当する場合に適用する

- (1) 会員の死亡の場合、金 5000 円を贈り弔慰を表するものとする。
但し、元会長が死亡の場合、供花を供える。(予算は税別で 20000 円)
供花については、2022 年 3 月に死亡された畠山元会長より遡って行いました。
- (2) 会員の入院・手術、金 5000 円を贈り見舞いを表するものとする。
- (3) 会員の慰労金について、2020 年(R2 年)の申し合わせ事項を参照とする。
尚、増額等については役員会に於いて決定する。

第 15 条 (そ の 他)

この会則の解釈などに疑問が生じた場合は、運営委員会において改廃の決定を行う。

<改定前>

第 6 条 (役員の選出)

本会の役員は、構成員の中から互選により選出する。
相談役を必要に応じて置くことができる

<改定後>

第 6 条 (役員の選出)

本会の役員は、構成員の中から互選により選出する。
尚、第 5 条の会長及び会計監査以外の人数は、必要に応じて変更出来る。
又、他役員も兼務出来る。
相談役を必要に応じて置くことができる

<改定前>

第 9 条 (運営委員会)

1 本会の運営委員会は、第 4 条に規定する構成員で構成し、会長が招集する。
4 運営委員会は、総会に代わり次の事項を議決する。

<改定後>

第 9 条 (運営委員会)

1 本会の運営委員会は、第 4 条に規定する構成員で構成し、会長が招集する。
尚、自治会連絡協議会は、運営委員会の代行が出来る。
4 運営委員会は、年度に一度総会を実施し、次の事項を議決する。
但し、必要に応じて総会に代わり議決することが出来る。

<改定前>

第 14 条 (慶 弔 費)

蹉跎校区コミュニティ協議会・連絡協議会(会長会)会員の該当する場合に適用する

<改定後>

第 14 条 (慶 弔 費)

蹉跎校区コミュニティ協議会・自治会連絡協議会会員の該当する場合に適用する

【付則】

- この会則は平成 3 年 2 月 24 日から施行する。
- この会則は平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 23 年 4 月 17 日から施行する。
- この会則は平成 24 年 4 月 28 日から施行する。
- この会則は令和元年(2019 年) 5 月 1 日から施行する。
- この会則は令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から施行する。
- この会則は令和 8 年(2026 年) 4 月 24 日から施行する。(役員選出、運営会議、慶弔費)